

## 令和5年度

市民税  
県民税 特別徴収事務の取扱要領

特別徴収事務についての要領と必要な届出書をまとめてあります。  
令和5年度の特別徴収事務を担当される方は必ずお読みください。  
同封の特別徴収税額の決定通知書に記載されている従業員の方に退職・転勤など異動が生じた場合は、給与所得者異動届出書を速やかに提出してください。

## — 目 次 —

◎特別徴収のしくみ .....	1	◎特別徴収納入書による納入のしかた .....	10
◎特別徴収事務の取扱要領 .....	1	◎退職金を支払うとき .....	15
◎異動後の未徴収税額の徴収方法 .....	3	◎郵便局の指定について .....	16
◎市民税・県民税の計算方法 .....	4	◎特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書 .....	18
◎給与所得者の退職・転勤など 異動が生じた場合の届出について .....	5	◎特別徴収への切替依頼書 .....	19
◎給与所得者異動届出書の記入のしかた .....	6	◎給与支払報告書に係る 給与所得者異動届出書 .....	20
		◎給与所得者異動届出書 .....	21

## 三 条 市

## 総務部 税務課 市民税係

955-8686

新潟県三条市旭町二丁目3番1号

電 話 (0256) 34-5529 (直通)

ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp>

## 特別徴収のしくみ

### 1 特別徴収

市民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者が毎月給与を支払う際に給与の支払を受ける人（納税者）から市民税・県民税を月々徴収し、市に納入する制度です。

### 2 特別徴収義務者

特別徴収義務者とは、給与の支払をする際に市民税・県民税を徴収し納入する義務のあるもので、市長が特別徴収義務者として指定します。

### 3 特別徴収税額の通知書

「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」は、各納税者や特別徴収義務者に市民税・県民税の特別徴収税額を通知したり、特別徴収義務者として指定したりするためのものです。

なお、納税者の特別徴収税額に変更が生じた場合には「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、その後の月割額は、変更後の月割額により徴収し納入してください。

### 4 特別徴収の範囲

令和4年中に給与の支払を受け、かつ令和5年4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている人に対しては、特別徴収の方法により、市民税・県民税の徴収をしなければならないこととされていますので、御協力をお願いします。

なお、この通知書に記載されている税額は、一般的に給与所得に係る所得割額と均等割額の合計額ですが、所得税の確定申告書等により給与所得以外の所得を申告した場合、通常その所得に対する所得割額も給与所得にかかる税額に合計しています。

## 特別徴収事務の取扱要領

### 1 市民税・県民税特別徴収税額の通知書の納税者への交付

特別徴収義務者への通知書と併せて納税者への通知書をお送りしましたので、その人員等を確認の上、速やかに各納税者に交付してください。

なお、既に退職等により、給与の支払を受けなくなった人については、その通知書と併せて綴込みの「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を当市へ提出してください。

（記入要領は、5ページ以降の（給与所得者の退職・転勤など異動が生じた場合の届出について）を御参照ください。）

### 2 月割額の徴収

「令和5年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に各納税者の月々の月割額を記載していますので、税額等を御確認の上、6月から翌年5月までの12回に渡り毎月支払う給与からその月割額を徴収してください。

### 3 月割額の納入

各納税者から徴収した月割額の合計額を別冊の「納入書」により納入してください。納入書には当初の納入金額を記載してありますので、税額等に変更がなければ、そのままお納めください。退職・転勤などにより納入金額に変更がある場合は、次の事項に御留意の上、変更後の納入金額を記入し、お納めくださるようお願いいたします。

なお、特別徴収義務者の作成した納入書でも納入できます。この場合、当市の納入書は破棄してください。

#### (1) 納入金額に変更がある場合の記入方法

ア 納入書の「納入金額(1)」の欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」の欄の「給与分」・「退職所得分」・「延滞金」・「督促手数料」の該当項目及び「合計額」欄に、それぞれの金額を納

入書裏面の記入例により記入してください。

イ 金額欄に¥マークは記入しないでください。

- (2) 一括徴収した税額は、他の納税者の特別徴収税額と併せて「給与分」の金額欄に記入してください。
- (3) 「退職所得分」の金額欄は、退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収税額を納入するときに記入していただく欄です。  
(退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収については、15ページの「退職金を支払うとき」を御参照ください。)
- (4) 納入書の末尾の2枚(予備)を除き、それぞれ月別の表示がしてありますので必ず該当月の用紙を使用してください。  
なお、納税者が令和6年5月までに住所を三条市以外の市町村へ異動されましても、令和5年度の特別徴収税額は、引き続き当市へ納入してください。  
(納入方法については、10ページ以降の「特別徴収納入書による納入のしかた」を御参照ください。)

## 4 異動の届出

納税者のうち、退職・転職などにより給与の支払を受けなくなった人が生じたときは、次の事項に御留意の上、翌月の10日までに綴込みの「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を当市へ提出してください。この場合、異動事由が発生した翌月以降の異動者の月割額を徴収し納入する義務はなくなります。

(記入要領は、5ページ以降の「給与所得者の退職・転勤など異動が生じた場合の届出について」を御参照ください。)

- (1) 6月1日から12月31日までの退職のときは、本人の希望に基づき、未徴収税額を一括して徴収してください。
- (2) 1月1日から4月30日までの退職のときは、必ず未徴収税額を一括徴収してください。
- (3) 死亡による退職のときは、相続人が納税義務を引き継ぎますので、未徴収税額は一括徴収しないでください。
- (4) 転勤等により新しい勤務先でも引き続き特別徴収を希望するときは、届出書の上欄の事項を記入し、新しい勤務先へ回付してください。

## 5 納入期限

- (1) 納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日(この日が日曜日又は祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日です。)
- (2) 各月の納入期限は、納入書の「納期限」欄に記載してあります。

## 6 納期の特例

給与の支払を受けるものが常時10人未満である特別徴収義務者で、当市へ「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し承認を受けた場合は、次のとおり、特別徴収税額(退職手当等に係る所得割も含む。)を年2回に分けて納入することができます。承認を受けた場合は翌年度以降も特例の扱いとなりますので、毎年申請する必要はありません。

給与及び退職手当等の支払期間	納 期 限
6月から11月までの支払い分	12月10日
12月から翌年5月までの支払い分	翌年6月10日

※滞納があった場合は承認を取り消すことになります。

※上記納期限が日曜日又は祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日が納期限となります。

## 7 納期限までに納付されない場合

納期限までにこの税金が完納されないときは、その翌日から完納までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。

## 8 督促状・滞納処分

納期限までに完納されないと、納期限から20日以内に督促状を發します。督促状を受けますと、督促手数料が加算され、さらに督促状を發した日から10日を経過する日までに完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

## 9 納入場所

市民税・県民税の納入については、当要領裏面の金融機関等でお納めください。

また、新潟県、長野県以外に所在するゆうちょ銀行又は郵便局へ納められる場合は、そのゆうちょ銀行又は郵便局を指定する必要がありますので、16ページの「[郵便局の指定について](#)」を御覧ください。

なお、このほか特別徴収義務者が郵便振替の加入者であるときは三条市公金口座（00680-4-960013）へ振替える簡易振替納付の方法もあります。

## 10 所在地・名称等の変更

事業所の所在地・名称等に変更がある場合は、18ページの「[特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書](#)」に記入の上、当市へ提出してください。

## 11 特別徴収への切替え

給与支払報告書の提出後に就職等により特別徴収へ切替えを希望される場合は、綴込みの「特別徴収への切替依頼書」を当市へ提出してください。

ただし、納期限を過ぎた普通徴収税額は切替えできません。

## 異動後の未徴収税額の徴収方法

### 1 普通徴収

普通徴収とは、納税者本人が年4期に分けて直接納付する方法です。なお、納期は次のようになります。

普通徴収の納期

第1期	6月16日から同月30日まで
第2期	8月16日から同月31日まで
第3期	10月16日から同月31日まで
第4期	翌年1月16日から同月31日まで

※上記納期限が日曜日又は祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日が納期限となります。

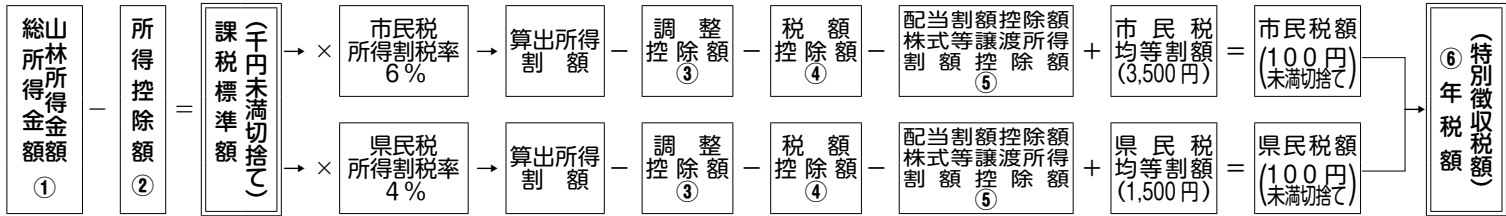
### 2 徴収方法

異動後の未徴収税額を一括徴収しなかった場合、納税者宛に納税通知書をお送りします。この通知書により、納税者本人が普通徴収の方法で残った税額を納付します。

なお、10月以降の異動については、納期が第4期の1回だけとなり納税者の負担が大きくなりますので、未徴収税額は一括徴収されるよう御協力をお願いいたします。

(注) 死亡による退職の場合の未徴収税額は、普通徴収となりますので一括徴収はしないでください。

# 市民税・県民税の計算方法



◎課税されない人  
 令和5年1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人や令和4年中の所得が135万円以下で障害者・未成年・寡婦・ひとり親に該当する人など。  
 ◎譲渡所得などの分離課税の計算については税務課市民税係へお尋ねください。  
 ◎繰越損失の除がある場合は、①は繰越損失控除後の所得金額となります。  
 ◎所得割額から控除しきれなかった⑤の金額は、均等割額に充当されます。  
 詳しくは税務課市民税係へお尋ねください。

## ② 所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額	
医療費控除	医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)	
社会保険料・小規模企業共済等掛金控除	前年中の支払金額	
生命保険料控除	新契約 12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 56,000円超のとき 28,000円	
	旧契約 15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円 70,000円超のとき 35,000円	
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料については、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)	
	一般生命保険料又は個人年金保険料については新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)ただし、旧契約のみ控除額が28,000円を超える場合は、旧契約の控除額(限度額35,000円)	
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	

地震保険料	支払金額	控除額
	50,000円以下のとき 50,000円超のとき	支払金額の1/2 25,000円
旧長期契約	支払金額	控除額
	5,000円以下のとき 5,000円超15,000円以下のとき 15,000円超のとき	全額 支払金額の1/2+2,500円 10,000円

障害者控除	26万円	特別障害者 30万円	同居特別障害者 53万円
寡婦控除	26万円		
ひとり親控除	30万円		
勤労学生控除	26万円		
扶養控除	一般	33万円	老人 38万円
	特定	45万円	同居老親等 45万円
基礎控除	2,400万円以下	43万円	2,450万円超2,500万円以下 15万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,500万円超 0円
納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円 11万円
	老人	38万円	26万円 13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額	
	48万円超100万円以下	33万円	22万円 11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円 11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円 9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円 7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円 6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円 4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円 2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円 1万円

## ③ 税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額
合計課税所得金額が200万円以下の者	基礎控除	5万円	一般	5万円
次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額	普通	1万円	特定	18万円
①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額	障害者控除	特別 10万円	同居老親等	13万円
②合計課税所得金額	同居特別	22万円	控除の種類	金額
合計課税所得金額が200万円超の者	寡婦控除	1万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額	ひとり親控除	父 1万円	配偶者控除	一般 5万円 4万円 2万円 老 10万円 6万円 3万円
①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額	控除	母 5万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満 5万円 4万円 2万円 50万円以上55万円未満 3万円 2万円 1万円
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	勤労学生控除	1万円		

## ④ 税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

## ④ 税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に右欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得、特別取得及び特別特別取得を含む。)又は特別特別特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「197,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	県民税
3/5	2/5

## ⑤ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

## ④ 税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

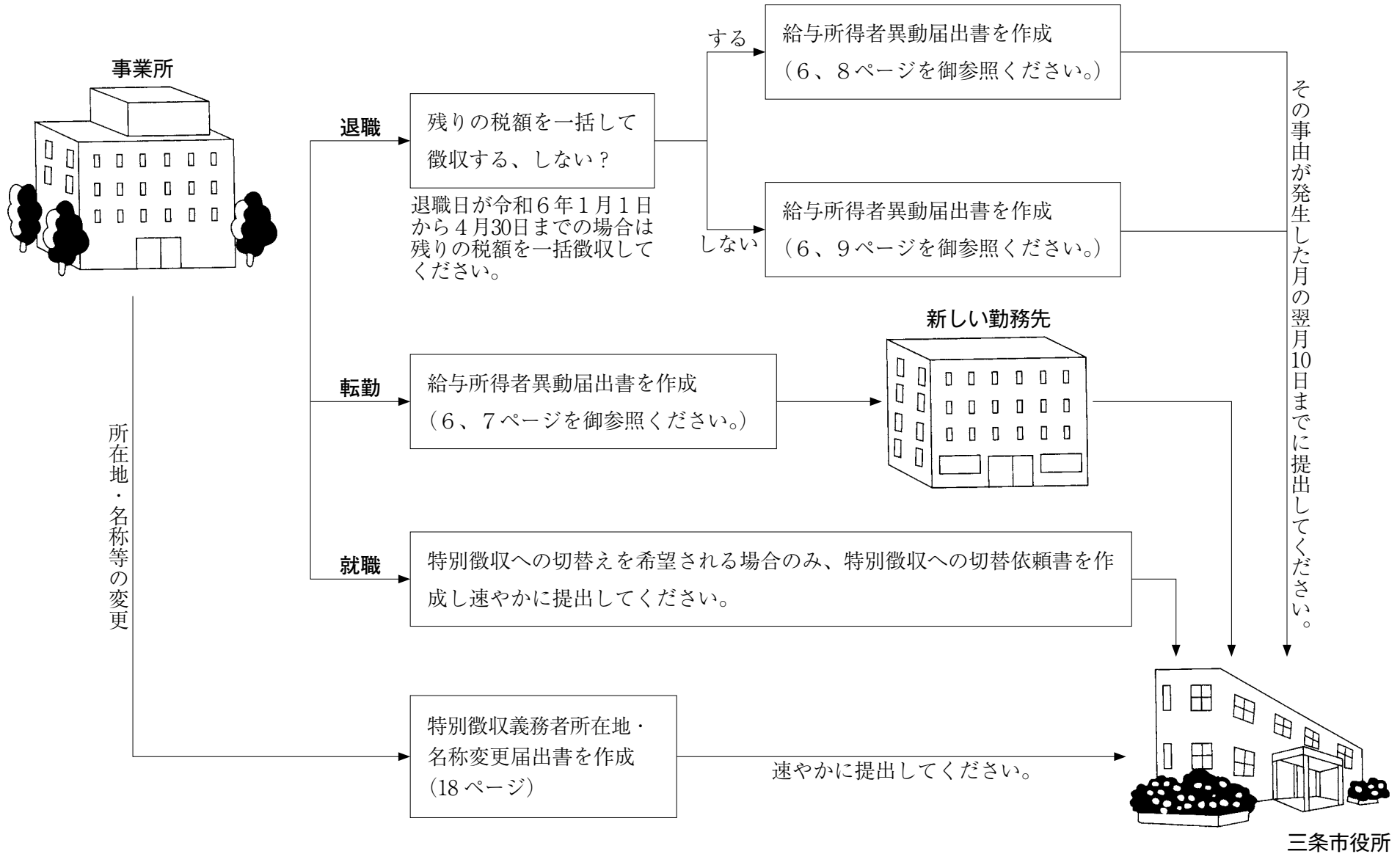
- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た金額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

# 給与所得者の退職・転勤など異動が生じた場合の届出について

次の図を参考に届出書を提出してください。



# 給与所得者異動届出書の記入のしかた

令和 年度 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

現年度	新年度	両年度	入 力

税額通知書でお知らせした、指定番号、宛名番号を必ず記入してください。

●異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

令和 年 月 日	給 所 在 地 (宛先) 三条市長	郵便番号	特別徴収義務者指定番号
	氏 名 氏 名 氏 名 氏 名		宛 名 番 号
	個人番号 個人番号 個人番号 個人番号		連絡者の係 係 及び氏名 氏名 並びにその 氏名 電話番号 電話番号 ( ) - 番
フリガナ	氏 名 (旧姓)	異 動 の 事 由 1. 退職(普・障) 2. 転 勤 3. 休職・長欠 4. 死 亡 5. 社 会 保 険 料 控 除 6. 住 所 異 動 7. 少 額 給 付 8. 支 払 不 定 期 9. 業 務 従 事 者	(ア) 特別徴収税額 円
氏 名	住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)	異 動 の 日 月 年	(イ) 徴収済月 月分 円
個人番号	住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)	異 動 の 日 月 年	(ウ) 未徴収税額 円
住 所	住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)	異 動 の 日 月 年	異動後の未徴収税額の徴収 円
			退職手当等の支払額 円

退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給料・賞与の総額を記入してください。

●給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収予定額	●1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人から申請しない場合でも、一括徴収してください。
1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため		徴収予定日 徴収予定日 合 計 円 円 円	死亡退職の場合は、納税相続人代表者を記入してください。
2. 異動が令和6年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため		円	
一括徴収できない理由		円	
1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため			
2. 令和6年5月31日までに支払われる給与または退職手当等の額が未徴収税額より少ないため			
3. 死亡による退職であるため			

- ① 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合は、「1.特別徴収継続」を○で囲んでください。
- ② 退職後、令和6年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収する場合は、「2.一括徴収」を○で囲んでください。
- ③ ①及び②に該当しない場合は、「3.普通徴収」を○で囲み、その理由を左下の「一括徴収できない理由」欄の中から選び、該当する番号を○で囲んでください。

●転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書を参照してください。)

月割額 円	給 所 在 地 フリガナ	郵便番号	特別徴収義務者指定番号
月分から徴収し 納入する。	氏 名		個人番号 個人番号 個人番号
	代表者の職氏名印		連絡者の係 係 及び氏名 氏名 並びにその 氏名 電話番号 電話番号 ( ) - 番

異動された納税者の氏名を記入してください。

退職等で、令和5年1月1日現在の住所に変更がある場合は、新しい現住所を記入してください。

退職等で、令和5年6月1日から12月31日までの場合で、一括徴収の申出のある納税者の印。

給与の支払を受けなくなる日から令和6年5月31日までの間に支払を受けるべき給与又は退職手当等の支払予定日を記入してください。

給与又は退職手当等からの徴収予定日ごとに記入してください。

注意  
2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
「転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤・先立、徴収台帳への記載等必要な手続を済ませた上で、令和5年1月1日現在の住所(課税地)の市区町村长に送付してください。

転勤・再就職等により新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合は、新しい勤務先で、その所在地・名称等と、左隣の欄に月割額・徴収を始める月を記入してください。

一括徴収した税額を何月分の納入書で納入するかを記入してください。毎月の分と合算して納入していただいで結構です。

退職時までに給与から控除した社会保険料の総額を記入してください。

異動の事由の該当する数字あるいは文字を○で囲んでください。

特別徴収税額の決定通知書又は変更通知書に記載された特別徴収税額を記入してください。

毎月徴収していただいた月割額の合計額を記入してください。

特別徴収税額から徴収済税額を差し引いた残額を記入してください。

# 記入例① (転勤の場合)

令和5年度 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

現年度	新年度	両年度	入 力

●異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

令和5年9月23日 (宛先) 三条市長	給(特別徴収義務者) 支 払 務 者	所在地 氏名 又は 名称 個人番号 又は 法人番号	郵便番号 955-8686	三 条 市 旭 町 2 丁 3 番 1 号	特別徴収義務者指定番号 宛 名 番 号	0020003011 9	連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話	総 務 新 潟 太 郎 0256)34-0000 番	
フリガナ 氏 名	給 与 所 得 者	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	異 動 の 事 由	異 動 の 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動後の未徴収 税額の徴収	退職手当等 の支払額 (支払予定額)
三 条 花 子	三 条 花 子 (旧姓)	2,400,000	1.退職(普・障) 2.退職(特) 3.休職・長欠 4.死 社 解 散 亡 5.会 社 報 告 終 止 6.住 所 異 動 7.少 額 給 与 8.支 払 不 定 期 9.事 業 専 従 者	5.9.23	12,000	6月分 から	4,000	8,000	1.特別徴収継続 2.一括徴収 (残額を退職者か ら全額徴収して 納入する)	勤 続 年 数
個人番号	住所 (令和5年1月1日現在の住所)	控除社会 保険料額				9月分 まで			3.普通徴収 (残額は退職者 本人が納入する 死亡退職者含む)	年
123456789012	三 条 市 荒 町 2 丁 1 番 3 号 (給与の支払を受けなくなった後の住所) 三 条 市 元 町 13 番 1 号	192,836								

上段を記入の上、  
新しい勤務先へ回  
付してください。

●給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収予定額	●1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人から申出がない場合でも、一括徴収してください。
1.異動が令和5年12月31日までで、申出があったため		徴収予定月日	死亡退職の場合は、納税相続人代表者を記入してください。
2.異動が令和6年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定日ごと の徴収予定額	
一括徴収できない理由		合計 (上記(ウ)と同額)	フリガナ
1.異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため		円	氏 名
2.令和6年5月31日までに支払われる給与または退職手当等の額が未徴収税額より少ないため		円	住 所
3.死亡による退職であるため		円	電 話 番 号
一括徴収した税額は、		月分	続 柄
( 月 日 納入予定日)		納入します。	

●転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書を参照してください。)

月割額 1,000円 10月分 から徴収し 納入する。	給(特別徴収義務者) 支 払 務 者	所在地 フリガナ 名称 代表者の 職氏名印	郵便番号 955-0862	三 条 市 南 新 保 4 番 9 号	特別徴収義務者指定番号 個人番号 又は 法人番号	3210987654321	連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話	経 理 旭 二 郎 0256)35-8888 番
--------------------------------------	--------------------	-----------------------------------	------------------	---------------------	-----------------------------------	---------------	--------------------------------	---------------	--------------------------------

新しい勤務先で記  
入の上、当市に提  
出くださるよう連  
絡してください。

注意  
2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に  
回付願います。新勤務先では、下段(転勤等)の事項を記入し、また、徴収台帳への記載等必要な手  
続きを済ませた上で、令和5年1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。



## 記入例②（一括徴収する場合）

退職者の未徴収税額を最後の給与から一括して納入する場合は、この記入例のように記入した届出書を提出してください。

注意  
 2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
 2 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に  
 回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入し、また、徴収台帳への記載等必要な手  
 続きを済ませた上で、令和五年一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

令和 5 年度 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

現年度	新年度	両年度	入 力

●異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

令和 5 年 8 月 25 日 (宛先) 三条市長	給 (特別 徴収 義務 者)	所 在 地 〒 955-8686 三条市旭町2丁目3番1号	郵便番号	特別徴収義務者指定番号 0020003011	宛 名 番 号 9
		氏 名 又は 名 称 株式会社 代表取締役 ○○○○		連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話 総務 新潟太郎 025634-0000 番
		個人番号 又は 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
フリガナ 三 条 花 子 (旧姓)	給与所得者	1月1日以降 退職時までの 給与支払額 2,400,000	異 動 の 事 由 1.退職(離職) 2.転勤・長欠 3.休職 4.死亡 5.会社解散 6.住所異動 7.少額給与 8.支払不定期 9.事業専従者	異 動 の 年 月 日 5.8.25	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 12,000
氏 名		徴収済月 6月分 から		(イ) 徴収済額 3,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 9,000
個人番号		1.特別徴収継続 (一括徴収) 2.特別徴収 (残額を退職者か ら全額徴収して 納入する)			異動後の未徴収 税額の徴収 15,000,000
住 所 (令和5年1月1日現在の住所) 三条市荒町2丁目1番3号 (給与の支払を受けなくなった後の住所) 三条市元町13番1号		控除社 保料額 192,836			退職手当等 の支払 予定額 (支払予定額) 15,000,000
					勤 続 年 数 26 年

●給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記入してください。

一括徴収の理由 ① 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため ② 異動が令和6年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため	異動者印 <b>三条</b>	一括徴収予定額 徴収予定月日 9.26	徴収予定日ごと の徴収予定額 9,000 円	計 合 (上記(ウ)と同額) 9,000 円	●1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人から申出がない場合でも、一括徴収してください。 死亡退職の場合は、納税相続人代表者を記入してください。
一括徴収できない理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われる給与または退職手当等の額が未徴収税額より少ないため 3. 死亡による退職であるため		一括徴収した税額は、9 月分で納入します。 (10 月 10 日納入予定日) ←			フリガナ 氏 名 住 所 電話番号

一括徴収した税額を  
納入する予定日を  
記入してください。

●転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書を参照してください。）

月割額 円	給 (特別 徴収 義務 者)	所 在 地 〒 -	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	個人番号 又は 法人番号
月分 から徴収し 納入する。		フリガナ			連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号
		名 称			係 氏名 電話 ( ) - 番
		代表者の 職氏名印			

## 記入例③（一括徴収しない場合）

未徴収税額を一括徴収しない場合には、この記入例のように記入した届出書を提出してください。

注意

2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
 2 2 「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に  
 回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入し、また、徴収台帳への記載等必要な手  
 続きを済ませた上で、令和五年一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

令和 5 年度 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

現年度	新年度	両年度	入 力

●異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

令和 5 年 9 月 26 日 (宛先) 三条市長	給 与 者 (特別 徴収 義務 者)	所 在 地 〒 955-8686 三条市 旭町 2丁目3番1号	郵便番号	特別徴収義務者指定番号 0020003011	宛 名 番 号 9			
		氏 名 又 是 名 称 〇 〇 〇 〇 株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇		連絡者の係 及 び 氏 名 並 び に そ の 電 話 番 号	係 氏 名 電話 総 務 新 潟 太 郎 (0256) 34-0000 番			
		個人番号 又 是 法 人 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3						
フリガナ サンショウハナコ	給 与 所 得 者	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	異 動 の 事 由	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動後の未徴収 税額の徴収	退職手当等 の支払額 (支払予定額)
氏 名 三 条 花 子 (旧姓)		円 2,400,000	1.退職(離職) 2.転勤 3.休職・長欠 4.死 5.会社解散 6.住所誤報 7.少額給与 8.支払不定期 9.事業専従者	円 12,000	6月分 から 9月分 まで	円 4,000 8,000	1.特別徴収継続 2.一括徴収 (残額を退職者か ら全額徴収して 納入する) 3.普通徴収 (残額は退職者 本人が納入する 死亡退職者含む)	円 15,000,000 勤続年数 26 年
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2								
住 所 三条市 荒町 2丁目1番3号 (給与の支払を受けなくなった後の住所) 三条市 元町 13番 1号			控除社会 保険料額 円 192,836					

●給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収予定額	●1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人から申出がない場合でも、一括徴収してください。
1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため		徴収予定月日 徴収予定日ごと の徴収予定額 合計 (上記(ウ)と同額)	死亡退職の場合 は、納税相続人 代表者を記入し てください。
2. 異動が令和6年1月1日以降で特別徴収 の継続の希望がないため		円 円	
一括徴収できない理由		円	
1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため		一括徴収した税額は、	
2. 令和6年5月31日までに支払われる給与または退職 手当等の額が未徴収税額より少ないため		月分で納入します。	
3. 死亡による退職であるため		( 月 日納入予定日)	

●転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書を参照してください。）

月割額 円	給 与 者 (特別 徴収 義務 者)	所 在 地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	個人番号 又 是 法 人 番 号
		フリガナ	-		
月分 から徴収し 納入する。		名 称		連絡者の係 及 び 氏 名 並 び に そ の 電 話 番 号	係 氏 名 電話
		代表者の 職氏名印			( ) - 番

※未徴収税額については、市から本人へ納入書を送付します。特別徴収義務者（事業所）は、納入月額からその分の全額を減らして納入してください。納入書の記入例は11ページを御覧ください。

# 特別徴収納入書による納入のしかた

(当初の納入金額に変更がない場合)

<b>新潟県 三条市</b> 個人市民税 個人県民税 <b>領収証書</b>	<b>新潟県 三条市</b> 個人市民税 個人県民税 <b>納入書</b>	<b>新潟県 三条市</b> 個人市民税 個人県民税 <b>納入済通知書</b>
市区町村コード 152048 口座番号 00680-4-960013 加入者名 三条市会計管理者 令和5年6月分 指定番号 20990111 納入金額(1) 606,500円	市区町村コード 152048 口座番号 00680-4-960013 加入者名 三条市会計管理者 令和5年6月分 指定番号 20990111 納入金額(1) 606,500円	市区町村コード 152048 口座番号 00680-4-960013 加入者名 三条市会計管理者 31 210502002099011100105310089 令和5年6月分 指定番号 05060020990111 納入金額(1) 606,500円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
納入 給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料 令和5年7月10日 合計額	納入 給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料 令和5年7月10日 合計額	納入 給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料 令和5年7月10日 合計額
(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は所在地 新潟県三条市旭町2丁目3番1号 氏名 又は名称 ○○○株式会社	(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は所在地 新潟県三条市旭町2丁目3番1号 氏名 又は名称 ○○○株式会社	(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は所在地 新潟県三条市旭町2丁目3番1号 氏名 又は名称 ○○○株式会社
上記のとおり領収しました。(納入者保管)	上記のとおり納入します。(金融機関保管)	上記のとおり通知します。(受付店→㈱第四北越銀行三条支店(取りまとめ店)→三条市(三条市保管))

◎当市が印字した金額でそのまま納入する場合は、何も記入しないで納入してください。

## 記入例①（特別徴収税額の納入額に変更が生じた場合）

※退職者についての届出を提出された場合や、納税義務者の方に税額の修正があった場合など、特別徴収税額の納入金額に変更が生じた場合は、このように記入して納入してください。

新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊦			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊦			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊦		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
152048	00680-4-960013	三条市会計管理者	152048	00680-4-960013	三条市会計管理者	152048	00680-4-960013	三条市会計管理者
令和 5年10月分		指定番号 20990111	令和 5年10月分		指定番号 20990111	令和 5年10月分		指定番号 20990111
		納入金額(1) <del>606,500</del> 円			納入金額(1) <del>606,500</del> 円			納入金額(1) <del>606,500</del> 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	241400	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	241400	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	241400
	退職所得分			退職所得分			退職所得分	
	延滞金			延滞金			延滞金	
	督促手数料			督促手数料			督促手数料	
納期限	令和 5年 11月10日		納期限	令和 5年 11月10日		納期限	令和 5年 11月10日	
(2)	合計額	241400	(2)	合計額	241400	(2)	合計額	241400
(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号 氏名 又は 名称 ○○○株式会社			(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号 氏名 又は 名称 ○○○株式会社			(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号 氏名 又は 名称 ○○○株式会社		
上記のとおり領収しました。		領収日付印	上記のとおり納入します。		領収日付印	上記のとおり通知します。(受付店→㈱第四北越銀行三条支店(取りまとめ店)→三条市(三条市保管)		領収日付印
		(納入者保管)			(金融機関保管)			納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。(特)

◎納入金額（1）を二重線で抹消（訂正印不要）してください。

◎納入金額（2）欄の「給与分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。

※納入額が変更になる場合、税額の変更通知書は送付しますが新しい納入書は送付しませんので、修正してお使いください。

## 記入例②（予備の納入書を使用する場合）

※納入額が印字されていない納入書を使用するときは、このように記入して納入してください。

新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊦			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊦			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊦		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
152048	00680-4-960013	三条市会計管理者	152048	00680-4-960013	三条市会計管理者	152048	00680-4-960013	三条市会計管理者
令和5年10月分		指定番号 20990111	令和5年10月分		指定番号 20990111	31 210502002099011100105310089		指定番号 210502002099011100105310089
		納入金額(1) 円			納入金額(1) 円	05100020990111		納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分 入(一括徴収分を含む)	0000241400	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分 入(一括徴収分を含む)	0000241400	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分 入(一括徴収分を含む)	0000241400
	退職所得分			退職所得分			退職所得分	
	延滞金			延滞金			延滞金	
	督促手数料			督促手数料			督促手数料	
納期限 年月日		合計額 (2)	納期限 年月日		合計額 (2)	納期限 年月日		合計額 (2)
(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号		領収日付印 様	(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号		領収日付印	(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 所在地 3番1号		領収日付印 納
氏名 又は 名称 ○○○○株式会社			氏名 又は 名称 ○○○○株式会社			氏名 又は 名称 ○○○○株式会社		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)			上記のとおり通知します。(受付店→㈱第四北越銀行三条支店(取りまとめ店)→三条市(三条市保管))		

◎納入する年月分を記入してください。

◎納入金額（2）欄の「給与分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。

### 記入例③ (退職所得分を合算して納入する場合)

新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 <b>領収証書</b> ㊤			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 <b>納入書</b> ㊤			新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 <b>納入済通知書</b> ㊤											
市区町村コード		口座番号		加入者名		市区町村コード		口座番号		加入者名							
1 5 2 0 4 8		00680-4-960013		三条市会計管理者		1 5 2 0 4 8		00680-4-960013		三条市会計管理者							
令和 5年10月分		指 定 番 号		納入金額(1)		令和 5年10月分		指 定 番 号		納入金額(1)							
		20990111		241,400 円				20990111		241,400 円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(一括取分を含む)		2 4 1 4 0 0		給与分(一括取分を含む)		2 4 1 4 0 0		給与分(一括取分を含む)		2 4 1 4 0 0					
		退職所得分		1 6 2 0 0 0		退職所得分		1 6 2 0 0 0		退職所得分		1 6 2 0 0 0					
		延滞金				延滞金				延滞金							
納期限		令和 5年 11月10日		督促手数料				納期限		令和 5年 11月10日		督促手数料					
(2)		合計額		3 6 7 4 0 0		(2)		合計額		3 6 7 4 0 0		(2)		合計額		3 6 7 4 0 0	
(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は 所在地 新潟県三条市旭町2丁目 3番1号 氏名 又は 名称 ○○○○株式会社				領収日付印				(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 又は 所在地 新潟県三条市旭町2丁目 3番1号 氏名 又は 名称 ○○○○株式会社				領収日付印					
上記のとおり領収しました。				(納入者保管)				上記のとおり納入します。				(金融機関保管)					

退職所得に係る税額のある場合は裏面も記入してください。

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。特

◎納入金額(1)を二重線で抹消(訂正印不要)してください。

◎納入金額(2)欄の「給与分」・「退職所得分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。

※退職所得分を納入する場合は、必ず裏面も記入してください。

## 記入例③-2 納入書裏面

### (退職所得に係る市民税・県民税納入申告書の記入例)

提出日を記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称を記入してください。

退職金受給者の氏名、住所を記入してください。

勤続年数を記入してください。なお、1年未満は切り上げます。

市民税額を記入してください。

県民税額を記入してください。

退職所得に係る 市民税 県民税 納入申告書																																								
(宛先) 三条市長										(受付印)																														
令和 5 年 11 月 10 日提出																																								
令和 5 年 10 月分					人員			1 人																																
退職手当等支払金額																																								
<table border="1"> <tr> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>1</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>													十	億	千	百	十	万	千	百	十	円							1	5	0	0	0	0	0	0				
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																															
		1	5	0	0	0	0	0	0																															
特別徴収税額	市民税																																							
	<table border="1"> <tr> <td>十</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td>8</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>												十	千	百	十	円										8	4	0	0										
十	千	百	十	円																																				
	8	4	0	0																																				
県民税																																								
<table border="1"> <tr> <td>十</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td>5</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>												十	千	百	十	円										5	6	0	0											
十	千	百	十	円																																				
	5	6	0	0																																				
特別徴収者	住所(居所)又は所在地																																							
	955-8686 三条市旭町2丁目3番1号																																							
氏名又は名称	〇〇〇〇株式会社																																							
	<table border="1"> <tr> <td>法人番号又は個人番号</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> </table>												法人番号又は個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3														
法人番号又は個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3																											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																																								

納入する年月分を記入してください。

納税者数を記入してください。

退職所得に係る納税者について退職手当等の支払金額の合計額を記入してください。

市民税額の合計額を記入してください。

県民税額の合計額を記入してください。

次に該当する場合に○で囲んでください。  
追…追加支給された場合  
分…分割支給された場合  
合…2箇所より支給額を合算した場合

退職金手当等の支払金額を記入してください。

#### ◎退職金支払明細

退職した年の1月1日の住所	三条市荒町2丁目1番3号		追・分・合
氏名	三条花子		
勤続年数	26年	退職金額 15,000,000円	
特別徴収税額	市民税 84,000円	県民税 56,000円	
退職した年の1月1日の住所			追・分・合
氏名			
勤続年数	年	退職金額 円	
特別徴収税額	市民税 円	県民税 円	

# 退職金を支払うとき

退職所得（退職手当等）に係る市民税・県民税については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払いの際に特別徴収していただくことになっています。

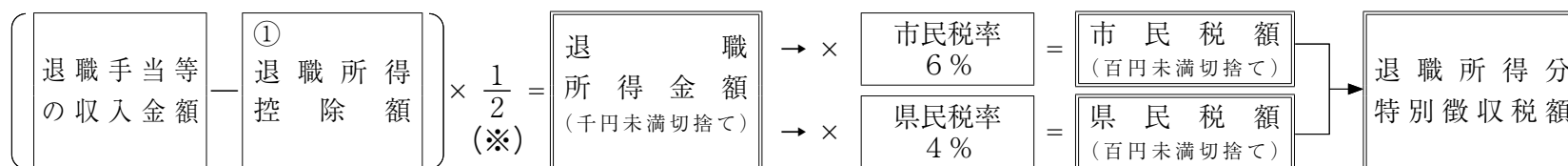
## 1 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、三条市内に居住している人です。

ただし、次の人は課税されません。

- (1) 支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 死亡退職された人（死亡により支払われる退職手当等は相続税の対象となります。）

## 2 税額の計算



### ①退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たない時は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

- 在職中に障害者となったことにより退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円を加算します。
- 勤続年数を計算する場合に1年未満の端数があるときは、これを1年とします。

※ 勤続年数が5年以内の法人役員等については、2分の1課税の適用はありません。  
この場合の法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員及び地方議会議員、国家公務員及び地方公務員です。

※ 勤続年数5年以下で、かつ、役員等でない者に対して、令和4年1月1日以降に支払われる退職金（以下「短期退職手当等」という）について、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分について2分の1課税の適用はありません。

## 3 納入手続き

退職手当等が支払われる際、所得税と同様に市民税・県民税を徴収し、翌月10日までに給与分特別徴収税額と併せて納入してください。

なお、納入書の作成に当たっては、必ず「退職所得分」の金額欄に納入金額を記入するほか、裏面の納入申告書にも所要事項を記入してください。

（記入方法については14ページを御参照ください。）



## 郵便局の指定について

市民税・県民税特別徴収税額納入に当たり、新潟県、長野県以外に所在するゆうちょ銀行又は郵便局を御利用される場合は、そのゆうちょ銀行又は郵便局を当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しなければなりませんので、17ページの「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行又は郵便局名等を御記入の上、切り取って事前にそのゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。「郵便局指定通知書の提出について」は御記入の上、三条市に提出してください。

また、前年度利用されたゆうちょ銀行又は郵便局は本年も引き続き利用できますので「指定通知書」等を提出する必要はありません。

なお、念のため下記にも御記入の上、保管してください。

(特別徴収義務者の控)

貴社の納入指定郵便局	
所在地	
名 称	郵便局

〈三条市提出用〉

令和 年 月 日

(宛先) 三条市長

特別徴収義務者指定番号

特別徴収義務者  
名 称

所 在 地

### 郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を、貴市、市民税・県民税特別徴収税額  
の納入取扱局として指定通知書を提出しましたの  
で通知します。

記


名 称	(株)ゆうちょ銀行	本・支店 支 店	出張所
-----	-----------	-------------	-----

所在地

〈ゆうちょ銀行又は郵便局提出用〉

令和 年 月 日

(株)ゆうちょ銀行	本・支店長 支 店	出張所長
-----------	--------------	------

三条市長 

### 指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき貴局  
を当市の市民税・県民税特別徴収税額払込取扱局に  
指定いたしましたので通知します。

記

1. 承認番号 郵1第1116号
2. 口座番号 00680-4-960013
3. 加入者の名称 三条市会計管理者
4. 取りまとめ局 長野貯金事務センター

## 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

◎ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日  (宛先) 三条市長	給 与 所 得 者	所在地		連絡者の	係		
		名 称		係・氏名			氏
		代表者の 職氏名印		並びに			名
		法人番号		電話番号			電 ( ) 話 内線

※ 変更箇所のみ記入してください。

	変 更 前	変 更 後
フリガナ	〒	〒
所 在 地		
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電話番号	( ) —	( ) —
フリガナ		
関係書類 送付先 <small>所在地以外を希望 される場合に記入 してください。</small>		
備 考		変更年月日 年 月 日

- ◎ 所在地・方書・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをふってください。
- ◎ 代表者のみの変更の場合は提出する必要はありません。
- ◎ 個人事業主の場合は法人番号を記入する必要はありません。

# 特別徴収への切替依頼書

令和 年 月 日  (宛先) 三条市長	給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地 〒	特別徴収義務者指定番号				
		フリガナ	個人番号又は法人番号				
		氏名	連絡先	係			
		代表者の職氏名印		氏名			
			電話番号	( )	-		

特別徴収を開始することができる月を記入してください。  
 税額についての通知書は、この届出を受けた翌月の15日頃に発送します。  
 なお、事前に税額をお伝えすることは出来ません。

◎次の者について 月分 から特別徴収を希望します。

特別徴収に切替える者の住所・氏名・生年月日		普通徴収納税通知書番号	三条市で使用しますので記入しないでください。			
住 所			宛 名 番 号		入 力	
フリガナ		普 通 徴 収 税 額	口 座 情 報	個人納付・口座振替	振替停止依頼	
氏 名		円	特別徴収税額		停止期間	開始 月 日
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	納 付 済 額	円	月分		終了 月 日
		円	(第 期分まで)	月分以降		

特別徴収に切替える者の住所・氏名・生年月日		普通徴収納税通知書番号	三条市で使用しますので記入しないでください。			
住 所			宛 名 番 号		入 力	
フリガナ		普 通 徴 収 税 額	口 座 情 報	個人納付・口座振替	振替停止依頼	
氏 名		円	特別徴収税額		停止期間	開始 月 日
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	納 付 済 額	円	月分		終了 月 日
		円	(第 期分まで)	月分以降		

特別徴収に切替える者の住所・氏名・生年月日		普通徴収納税通知書番号	三条市で使用しますので記入しないでください。			
住 所			宛 名 番 号		入 力	
フリガナ		普 通 徴 収 税 額	口 座 情 報	個人納付・口座振替	振替停止依頼	
氏 名		円	特別徴収税額		停止期間	開始 月 日
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	納 付 済 額	円	月分		終了 月 日
		円	(第 期分まで)	月分以降		

- ・納期限を過ぎた普通徴収税額は切替えできません。
- ・普通徴収税額を口座振替されている方は、普通徴収税額の納期限の15日前までに提出がないと切替えできません。

# 令和6年度分 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

※入力	※備考

この届出書は、令和6年度分給与支払報告書を提出した後、特別徴収予定者としていた方が4月1日までに退職等により給与の支払を受けなくなった場合に記入して、4月10日までに提出してください。(特別徴収税額の通知後は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を使用してください。)

(※の欄は、記入不要です。)

令和 年 月 日 提出	給与 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所在地	〒												特別徴収義務者 指 定 番 号			
(宛先) 三条市長		氏 名 又は 名 称	個人番号 又は 法人番号													連 絡 者	係	
																	氏 名	
																		電 話 番 号
給与の支払いを受けていた方													給与の支払 を受けなくな った日	給与の支払を 受けなくなった理由 (○で囲んでください。)	新勤務先の所在地及び名称 (転勤の場合のみ記入してください。)	※新事業所指定番号		
令和6年1月1日現在の住所		生年月日・氏名(ふりがな)		個人番号								月 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 退職 転勤 休職 死亡 会社解散 住所誤報 少額給与 支払不定期 事業専従者					
		大・昭・平・令 年 月 日 (ふりがな)										月 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 退職 転勤 休職 死亡 会社解散 住所誤報 少額給与 支払不定期 事業専従者					
		大・昭・平・令 年 月 日 (ふりがな)										月 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 退職 転勤 休職 死亡 会社解散 住所誤報 少額給与 支払不定期 事業専従者					
		大・昭・平・令 年 月 日 (ふりがな)										月 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 退職 転勤 休職 死亡 会社解散 住所誤報 少額給与 支払不定期 事業専従者					

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、令和5年度分 市・県民税の特別徴収をしている方に退職や転勤などの異動が生じた場合に記入し、翌月10日までに提出してください。

なお、給与支払報告書（個人別明細書）を提出された方で、特別徴収税額がない方についても、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には提出をしてください。

※ この届出に伴う通知は、当月末日までに異動届出書を受理した場合は翌月15日頃に発送となり、翌月10日までに受理した場合は翌々月15日頃の発送となります。

※ 用紙がなくなりましたら複写して御使用ください。また、三条市ホームページからもダウンロードできます。

※ 6ページから9ページの記入例を参考に御記入ください。

注意

# 令和 年度 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

現年度	新年度	両年度	入 力

●異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

令和 年 月 日 (宛先) 三条市長	給 (特別 徴収 義務 者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号				宛 名 番 号			
氏 名 又は 名 称		連絡者の係 係 及び氏名 氏名 並びにその 氏名				電話番号 電話 ( ) - 番					
個人番号 又は 法人番号											
給与所得者											
フリガナ	1月1日以降 退職時までの 給与支払額		異 動 の 事 由	異 動 の 年 月 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動後の未徴収 税額の徴収	退職手当等 の支払額 (支払予定額)	
氏 名	円		1.退職(普・障) 2.転 勤 3.休職・長欠 4.死 5.会社解散 6.住所誤報 7.少額給与 8.支払不定期 9.事業専従者		円	月分 から	円	円	1.特別徴収継続 2.一括徴収 (残額を退職者か ら全額徴収して 納入する)	円	
個人番号	(旧姓)		控除社会 保険料額						3.普通徴収 (残額は退職者) 本人が納入する (死亡退職者含む)	勤 続 年 数	
住 所	(令和5年1月1日現在の住所)		円			月分 まで				年	
	(給与の支払を受けなくなった後の住所)										

●給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記入してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者印	一 括 徴 収 予 定 額			●1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人から申出がない場合でも、一括徴収してください。					
1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため		徴収予定月日	徴収予定日ごと の徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)	死亡退職の場合 は、納税相続人 代表者を記入し てください。	フリガナ	続 柄			
2. 異動が令和6年1月1日以降で特別徴収 の継続の希望がないため		円	円	円		氏 名				
一 括 徴 収 で き な い 理 由		円	円	住 所						
1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため	一括徴収した税額は、 月分で納入します。			電話番号						
2. 令和6年5月31日までに支払われる給与または退職 手当等の額が未徴収税額より少ないため	( 月 日納入予定日)									
3. 死亡による退職であるため										

●転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書を参照してください。）

月割額 円	給 (特別 徴収 義務 者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号			
月分 から 徴収し		フリガナ	個人番号 又は 法人番号				
納入する。		名 称	連絡者の係 係 及び氏名 氏名 並びにその 氏名				
		代表者の 職氏名印	電話番号 電話 ( ) - 番				

2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。

回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入し、また、徴収台帳への記載等必要な手  
続きを済ませた上で、令和五年一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

転勤等の場合は、この個人番号は新勤務先で記入してください。

◎納入場所

第四北越銀行本店及び各支店  
三条信用金庫本店及び各支店  
新潟縣信用組合本店及び各支店  
えちご中越農業協同組合各支店  
三条市役所栄庁舎  
ゆうちょ銀行又は郵便局<sup>(注)</sup>

大光銀行本店及び各支店  
三條信用組合本店及び各支店  
新潟県労働金庫本店及び各支店  
三 条 市 役 所  
三 条 市 役 所 下 田 庁 舎

(注)新潟県、長野県内以外のゆうちょ銀行又は郵便局を御利用される場合は、本書の中にある指定通知書を御利用されるゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。